

ごみ処理広域化促進に対する財政措置の充実

【担当省庁】環境省

奈良県における取組



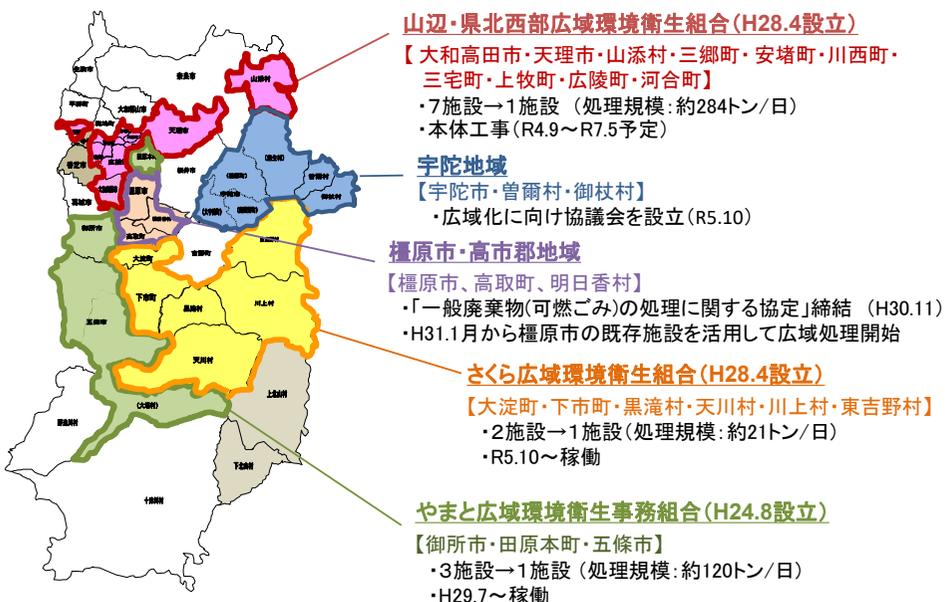
循環型社会形成推進交付金を満額交付いただき感謝。

ごみ処理広域化に伴う施設整備については、2施設が稼働し、現在2地域において進めている。

引き続き、交付金総額の安定的な確保をお願いする。

「奈良モデル（県・市町村連携）」によるごみ処理広域化の促進

ごみ処理広域化の動きが加速化（県内4地域）



広域化促進に向けた奈良モデル補助金を新設（H28.4施行）

【ねらい】

- ごみ処理広域化による行財政効率の大幅な向上
- ごみ処理の安定的な継続の確保

【補助率】

- 計画・調査費に対する補助
・市町村負担額の1/2
- 施設整備費に対する補助
・起債償還額から交付税を差し引いた額の1/4

国にお願いすること

奈良モデル（県・市町村連携）で取り組む「ごみ処理広域化」に伴う解体撤去に対する交付金の交付要件の緩和及び交付金総額の確保

（1）広域化に伴うごみ処理施設の解体撤去に対する支援制度の創設

「ごみ処理広域化」を進めていくには、必然的に既存ごみ処理施設の解体撤去を伴うこととなるため、解体撤去を新炉整備に含めた一体的整備として捉え、整備するごみ焼却施設と関連性・連続性がある全ての既存施設の解体撤去費※について新たに交付対象としていただきたい。

※現行は、整備する施設数と同数以下の施設の解体撤去費が交付対象

（2）交付金等総額の確保

ごみ処理広域化に伴う施設整備（県内2地域で推進中）は、長期事業期間と多額の事業費を要することから、市町村が計画・実施するための交付金等総額の安定的な確保（循環型社会形成推進交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業補助金）をお願いしたい。